

郵政民営化法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成19年9月28日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第43号

郵政民営化法等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(京都市道路占用規則の一部改正)

第1条 京都市道路占用規則の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

(京都市病院事業財務規則の一部改正)

第2条 京都市病院事業財務規則の一部を次のように改正する。

第2条中「金銭」を「**金銭**」に、「郵便振替払出証書、郵便為替証書」を「振替払出証書（郵政民営化法第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）が発行する振替払出証書をいう。以下同じ。）、為替証書（郵便貯金銀行が発行する為替証書をいう。以下同じ。））」に、「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改める。

第25条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「具備しなければ」を「備えなければ」に改め、同項第1号中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に改め、同項第4号中「こえない」を「超えない」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「郵便振替払出証書または郵便為替証書」を「振替払出証書又は為替証書」に改め、「の各号」を削り、「具備しなければ」を「備えなければ」に改め、同項第1号中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「郵便振替払出証書」を「振替払出証書」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「郵便為替証書」

を「為替証書」に改め、同項第3号中「こえない」を「超えない」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、「の各号」を削り、「具備しなければ」を「備えなければ」に改め、同項第2号中「の到来した」を「が到来した」に改める。

第28条中「小切手、郵便振替、郵便為替、債券又は利札」を「証券受領」に改める。

第37条第1項第7号中「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改める。

第43条第3項中「銀行為替、郵便為替等の」を「小切手又は為替証書の送付その他市長が定める」に改める。

(京都市会計規則の一部改正)

第3条 京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「郵便局（以下「特徴郵便局」）」を「銀行その他の金融機関（以下「特徴金融機関」）」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) 郵便局 郵便局株式会社法第2条に規定する郵便局で、郵政民営化法第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）を所属銀行とする銀行代理業（銀行法第2条第14項に規定する銀行代理業をいう。）を営むものをいう。

第4条第3項中「郵便振替」を「郵便貯金銀行が取り扱う口座への払込み」に改める。

第29条第2項中「日本郵政公社（第68条第3号を除き、以下「公社」という。）」を「郵便貯金銀行」に改め、「納入義務者は、」の右に「郵便貯金銀行の営業所及び」を加える。

第31条第1項中「特徴郵便局」を「特徴金融機関」に改める。

第33条第1項第2号を次のように改める。

(2) 振替払出証書（郵便貯金銀行が発行する振替払出証書をいう。以下同じ。）又は為替証書（郵便貯金銀行が発行する為替証書をいう。以下同じ。）

第33条第2項中「かかわらず、」の右に「郵便貯金銀行の営業所及び」を加える。

第34条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「具備しなければ」を「備えなければ」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「郵便振替払出証書又は郵便為替証書」を「振替払出証書又は為替証書」に改め、「の各号」を削り、「具備しなければ」を「備えなければ」に改め、同項第1号中「郵便振替払出証書」を「振替払出証書」に改め、同項第2号中「郵便為替証書」を「為替証書」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「具備しなければ」を「備えなければ」に改める。

第36条第1項中「公社」を「郵便貯金銀行」に改める。

第38条第1項、第3項前段及び第4項、第39条第3項前段並びに第43条の2第4項及び第5項中「特徴郵便局」を「特徴金融機関」に改める。

第44条第2項前段中「特徴郵便局」を「特徴金融機関」に改め、同項後段中「公社」を「郵便貯金銀行」に改め、同条第3項中「特徴郵便局」を「特徴金融機関」に改める。

第45条第1項中「郵便振替」を「郵便貯金銀行」に改める。

第45条の2第3項前段中「公社」を「郵便貯金銀行」に改める。

第57条第18号中「公社」を「郵便事業株式会社」に改める。

第61条第1項後段中「公社」を「郵便貯金銀行」に改める。

第79条第5項中「銀行為替、郵便為替等の」を「小切手又は為替証書の送付その他別に定める」に改める。

第123条第2項中「(公社を除く。)」を削る。

第4号様式備考以外の部分中「所在する」の右に「郵便貯金銀行の営業所及び」を

加える。

第17号様式備考1中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に改め、同備考2中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に、「特徴郵便局」を「特徴金融機関」に改める。

第17号様式の2備考2中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する郵便振替払出証書及び郵便為替証書は、有効期間内にあるものに限り、それぞれ、郵政民営化法第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する振替払出証書及び為替証書とみなして、第2条の規定による改正後の京都市病院事業財務規則及び第3条の規定による改正後の京都市会計規則の規定を適用する。
- 3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(会計室)